

# いつも、どこでも

5月11日(月)～20日(水)は春の全国交通安全運動期間です。

# 交通安全!



交通防犯課  
☎775-5138・FAX775-9927

進学や就職、異動などで人の動きが活発になる春は、土地に不慣れな運転者も増える時期です。一人一人が交通ルールを守り、正しいマナーを実践し、事故に遭わないよう、また起こさないよう十分に注意しましょう。

## 子どもと高齢者の交通事故防止

### 子どもたちを交通事故から守ろう

子どもの事故を防ぐために、家庭・学校・地域の大人が手本となって、交通ルールを繰り返し教えましょう。

### 高齢者にやさしい交通社会をつくろう

交通事故死者数のうち、高齢者の割合が約半数を占めています。運転中や自転車乗用中に高齢者を見かけたら、思いやりのある対応を心がけましょう。



**全国重点** 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)／全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底／飲酒運転の根絶

**県重点** 高齢者の自転車乗用中の交通事故防止

**市重点** 新入学(園)児の交通事故防止



## 「上尾市自転車の安全な利用に関する条例」の施行

4月1日から自転車に関する安全な利用条例が施行されました。この条例は行政、市民、自転車小売業者、自転車利用者それぞれの責任を明確にし、自転車の安全な利用に関する施策を総合的・計画的に進め、交通安全の推進を図ることを目的としています。

### 【それぞれの責務】

#### ●行政(上尾市)

自転車小売業者などと連携・協力して、自転車の安全な利用の促進について総合的な施策を実施します。また自転車の安全な利用に関する次の事を行います。自転車利用者や小・中学校の児童・生徒に対する教育／広報・啓発活動／毎月10日を自転車安全利用の日と定め、自転車の安全な利用についての理解と関心を深める

#### ●市民

交通ルール・マナーを積極的に学び、自転車の安全な利用についての理解を深め、自主的に取り組んでいくよう努めましょう。

#### ●自転車小売業者

店舗の利用者に自転車の安全な利用や点検整備などについて適切な助言を行い、自転車損害保険などの必要性を説明し加入を促します。

#### ●自転車利用者

車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令の規定を遵守し、自転車を安全に利用しましょう。【具体例】利用する自転車の定期的な点検や整備／自転車損害保険などへの加入／防犯登録を受ける／盗難防止の施錠・ひったくり防止のカバー装着などの防犯対策



委嘱状を掲げる山本前上尾警察署長(左)とアッピー、島村市長

## アッピーが交通安全広報大使に!

2月10日、「上尾市交通安全広報大使委嘱式」が行われ、アッピーが大使に委嘱されました。委嘱式ではアッピーからの決意表明(職員による代読)も行われ、上尾市を「交通死亡事故0(ゼロ)の街」にするため、全力で取り組むことを誓いました。今後は交通安全運動や街頭キャンペーンにアッピーが参加し、市民の皆さんに交通安全を呼び掛けていきます。委嘱期間は、平成27年12月31日までです。